

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○ 議会基本条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革検討会の集大成として、市民と議会の関係、意思決定機関としての役割を明記した議会基本条例を神戸市会も制定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革の取り組みが市民に理解してもらい易いと言う側面がある一方、他都市での先行事例を見ても条例化によるメリットを感じられない。</li> <li>・仮に議会基本条例を制定するとしても、理念的内容とすべきでないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例として明文化することが議会改革の上で極めて重要。</li> <li>・規定項目は、①議会の基本理念—議会の存在意義 ②議会の機能、役割1—執行機関との関係 ③議会の機能、役割2—市民との関係 ④議会の会議体、運営原則（委員会活動、会期、会派の定義など含む）⑤議員個々の役割、責務、活動原則 ⑥市会事務局のあり方（人事、予算のあり方）</li> <li>・議員報酬、定数についてはすでに条例があるため、含まない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制定することには異議はないが、市会改革についての議論を経た上で検討すべき。</li> <li>・制定するとすれば、議会や議員の役割、当局に対するチェック機能という、議員、議会の役割、市民に開かれた議会をめざすなど、条例の目的を明確にすることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローカルアジェンダ（実行計画）2011の中で、“議員間の自由討論・市長からの反問権・議会報告会を定めた、議会基本条例案を作成”と明記している。</li> <li>・議会がどういう指針を持って運営されるのか、議員の総意として条例がまとまるべく努力すべき。</li> <li>・しかし、形式だけに拘って制定するようなものではない。</li> <li>・制定後は常にPDCAサイクルに基づき、その条例を検証をおこなうべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例は、市民にとって議会活動等がわかりやすくなるという意義があり、また、今後の市会の議会運営の指針にもなる。本市会では、これまでの議会改革の検討結果をまとめる上でも制定の意味はある。</li> <li>・規定項目については、改革の実践が伴うものでなければならず、また、会議規則などの他の例規との関係があるため、慎重に検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市会活性化にむけた議論を生かすためにも、2元代表制を首長と対等に担う議会が、議会のあり方や議員の役割と責務などの理念、原則を定めるために条例制定は必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来的には、「自治体の憲法」（最高規範）としての「自治基本条例」を制定するなかで、議会の権能や役割などを明記すべきだが、本市の場合、「協働と参画3条例」が既に制定されており、議会独自の「基本条例」の制定に異論はない。</li> <li>・ただし、先行条例の多くは議会と議会事務局の「自己規律条例」であるとの批判もあり、たたき台の段階から公募市民や学識経験者による「第三者委員会」でのキメ細かい検討、公開討論会やパブリックコメントなどを経て、成案を得るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会がどのような割合を持ち、機能を発揮しているのか、議会の在り方、考え方を明文化することにより、市民にとって議会活動等がわかりやすくなるという意義がある。</li> <li>・しかし、全国的な議会基本条例の制定の波には疑問を感じないわけではない。</li> <li>・議会改革の実が挙がれば、あって条例化は必要ないが、少なくとも、会議規則で定めるべき事項を議会基本条例で定めるような愚があってはならない。</li> </ul>

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○ 地方議員の身分について									
議員の責務、業務	<p>・議員活動と政治活動を区別することは、困難であるが、議員活動のうち公務でない部分を業務として捉えてはどうか。</p> <p>・ただ、地方分権が叫ばれている中、権限が強化されれば、神戸市会として独自の議員の身分の定義を定めてもいいのではないか。</p>	<p>・神戸市会として、議員の身分の定義を明記することに法的に問題はないかという懸念はある。</p> <p>・例としては、調査権に基づく執行機関の事務事業の調査、評価、そして本会議、委員会ほか協議調整の場における審議、審査、討論、議案提出などはもとより、これらの活動の基盤となる市民の意見、要望聴取・調査、市政に資する内外の諸事例の視察・調査、公式行事への出席、市民への説明、広報などを明文化すべき。</p>	<p>・制約的に考えず、実態に即した活動を責務、業務とすべき。</p>	<p>・地方自治法で明記することが必要。</p> <p>・議員の責務、役割は、市政に対するチェック機能を果たすこと、市民生活を少しでもよくなるような改善策を提起すること。</p> <p>・そのためには、日常的に市民から市政への要望を聞き、現在の施策との関連で検討し、必要な改善策を提起することが求められる。</p>	<p>・議員は、本市の厳しい財政事情を厳しくチェックすると同時に“市民に負担を求める前に、まずは議員が身を切るべき”である。</p> <p>・財政の無駄使いのチェック、そして議員・公務員の削減、給与カット、天下りの禁止を行い、そのプロセスを市民に理解を求める不断の努力が必要不可欠。</p>	<p>・地方分権時代における、地方議員の責務・業務の大きさに鑑みれば、議員の法的位置付けを明確に規定するよう、これまでのように決議や意見書などを通して、声を上げていくべき。</p>	<p>・議員は議会に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、公式・非公式を問わず、調査研究活動、市民代表として市民意思を把握するための活動など様々な活動があり、その職務は、とりわけ政令市では常勤・専業化している。</p> <p>・また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に発揮するためには、議会改革や政策立案など今まで以上に積極的に議員活動を開拓していくことが必要。</p>	<p>・地方の時代に入って、地方議員の役割はますます大きくなっている。</p> <p>・2008年5月の地方分権改革推進委員会勧告では「開かれた議会」「討論する議会」「衆知を集める議会」「行動する議会」へ向けた議会改革を提起しており、議員の責務、業務はさらに拡大する。</p>	<p>・議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、議事機関である議会を構成し、議案等の審議・審査などを行うとともに、高い倫理性を確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する役割がある。</p>

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
公選職としての身分保障と健全性確保(議員報酬(第三者委員会での検証を含む), 費用弁償の在り方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公選職としての身分保障を確立するためには、全国自治体議員の総意をもって法改正が必要であり、それには、地方分権改革(地域主権)とも合わせて、粘り強い運動を取り組むことが必要。</li> <li>・費用弁償は、今期より改定されたので、現行のままでよい。</li> <li>・議員報酬は、政令指定都市との比較や議員の資質向上なり、人材確保、議員の身分保障等々を検討の上、議会で適切に判断するべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現下の厳しい経済状況の中、20年近く報酬の改定は見送られているが、議員としては耐えることが求められていると思う。</li> <li>・現在の総額を変える必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の非常勤特別職公務員という立場は適当ではなく、「公選職」とも言うべき、業務の意義、実態に即した職種を設けるべき。</li> <li>・報酬についても、市民が期待する議員の活動を推進するならば、「片手間」な活動ではとうていその期待に応えることは難しい。</li> <li>・このため、報酬は業務内容を勘案して決定されるべきであり、制度上の趣旨からは「報酬」ではなく「歳費」とすべき。</li> <li>・また、「公選職」となれば「費用弁償」としてではなく、一般的の公務員と同様実費支弁でよい。</li> <li>・調査活動については、原則「政務調査費」として支弁し、いたずらに減額すべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような名稱とするかは別にして、公職として明確に位置づけされることが必要。</li> <li>・議員報酬については、基本的には議員活動が保障され、一定レベルの生活が保障される額であり、第三者機関での議論が必要。</li> <li>・政令市の中でもトップレベルであり、当面3割程度の削減が必要。</li> <li>・会議等に出席したときだけの日給制は適切ではない。</li> <li>・費用弁償は、報酬に含まれているとの立場で、廃止すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローカルアジェンダ(実行計画)2011の中で、“議員報酬の月額3割削減・ボーナス5割削減、費用弁償も廃止。”と明記している。</li> <li>・徹底した行政改革で財源を捻出することは勿論、先ずは議員が率先垂範し議員報酬のカットを行なうべき。</li> <li>・先ずは議員全体として2割削減すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の地方議員の身分についても、公選職としての身分保障が十分ではない。</li> <li>・議員報酬は、議員活動の実態に即せば、見直しが必要であるとは考えないが、議会費トータルの議論の中で、例えば政務調査活動の拡充などが検討の一環として議論することは否定するものではない。</li> <li>・費用弁償は、適正な見直しを行ったところであり、現行のままでよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議員の職務や位置付けは、その期待される役割を十分に果たせるよう自治法上「公選職」との明確化が必要。</li> <li>・議員報酬の在り方については、参考人・公聴会制度を十分に活用しながら、議員活動の範囲と定義づけ、議員の職務の明確化などもあわせて議論することが必要。</li> <li>・その際、議会活動や議会改革の成果を説明するなど、市民の目に見える過程が重要。</li> <li>・費用弁償は、全国的に廃止の流れであり、廃止の方向で検討し、最低でも実費支給すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議員の位置づけは首長とともに「公選職」として、地方自治法・地方公務員法の見直し、新たな法律整備が必要。</li> <li>・議員報酬や費用弁償のあり方は、根拠のない“〇割削減”ではなく、公募市民や学識経験者による「第三者委員会」でキメ細かい検証を行ってもらい、答申を得るべき。</li> <li>・国会議員が有する免責特権や不逮捕特権については、求めない。</li> </ul>	

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○議員定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革を継続することが前提であり、拙速な結論を出す必要はない。</li> <li>・議員定数は、政令指定都市との比較や議員の資質向上なり、人材確保、議員の身分保障等々を検討すべく第三者委員会に諮問し、その内容に応じて議会で適切に判断するべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強大な行政機構と対峙している現況に鑑みると、行政をチェックし、市民生活を守るためにには現在の議員数が過大であるとは云えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民主主義の要請からは、単なる行政改革における公務員数削減と同様に考えるべきではない。</li> <li>・できるだけ多くの市民意見を聴取し、要望を受け、市政にきめ細かく反映するには、一定の議員定数は一定の人口比の水準が必要。</li> <li>・ただ、議会における諸活動を充実するための財源確保の方策の一つとして、一定の定数削減はやむを得ない。</li> <li>・どこまでも市民の意見をいかにきめ細かく吸収し、市政に反映するか、その点が判断基準。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会制民主主義の根幹であり、住民の意思を十分に反映できるものでなければならず、少なければいいことにはならない。</li> <li>・特に、政令指定都市の場合、人口に対する議員定数は一般市などと比べて少ない。</li> <li>・当面、自治法で規定された上限の72が妥当であり、一度72に戻し、議員の活動内容とも関連させながら、第三者機関の意見も聞いて検討すべき。</li> <li>・各区の定数については、国勢調査に基づき、その都度変更するという、現在のやり方が妥当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローカルアジェンダ(実行計画)2011の中で、“議員定数を25%削減(69名→52名)”と明記している。</li> <li>・一人あたりの議員数となれば横浜は42900人に一人、一方、神戸市は22400人に一人。</li> <li>・他の一般市と比べて多くの事業を抱えチェック機能が必要とはいえるが、市の財政を改善するため一層のスリム化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市会では、すでに平成18年3月に、それまでの定数72を69に改正している。</li> <li>・その結果、議員1人あたりの人口は22,000人程度で、他の政令指定都市や近隣市などと比較しても大きい。</li> <li>・市民の多様な意見を市政に反映するという観点からは、現在の議員定数をさらに削減することには賛成できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数のあり方については、市民福祉の向上のため、いかに議会機能(民意吸収、監視、政策立案機能など)を維持・向上させるかという視点で考えることが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米、英、独、仏、韓などと比較しても、各国の地方制度の違いはあるが、日本の地方議員が多すぎるとは言えない。</li> <li>・多様な市民の考え方を反映させるために基本的に定数削減は慎重に、「第三者委員会」で検討すべき。</li> <li>・ある政治学者は安直な議員削減、報酬削減は「民主主義のデフレ」であり、「安かろう、悪かろう」の質的低下を招きかねないと警鐘を鳴らしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法改訂で、法定上限の撤廃が行われ、これまでの上限を上回る定数とすることも許されたようになった。</li> <li>・逆に、神戸市会では、すでに平成18年3月に、それまでの定数72を69に改正したところである。</li> <li>・他の指定都市をみても、議員1人あたりの人口は、上から7番目くらいで、人口に比しての議員定数は平均を下回る。</li> <li>・多元的な民意を吸い上げるには、現在の議員定数が少ないとあっても、多いとは認められない。</li> </ul>